



京都府ふるさと応援府民協働推進事業

寄附対象団体登録申請受付中！

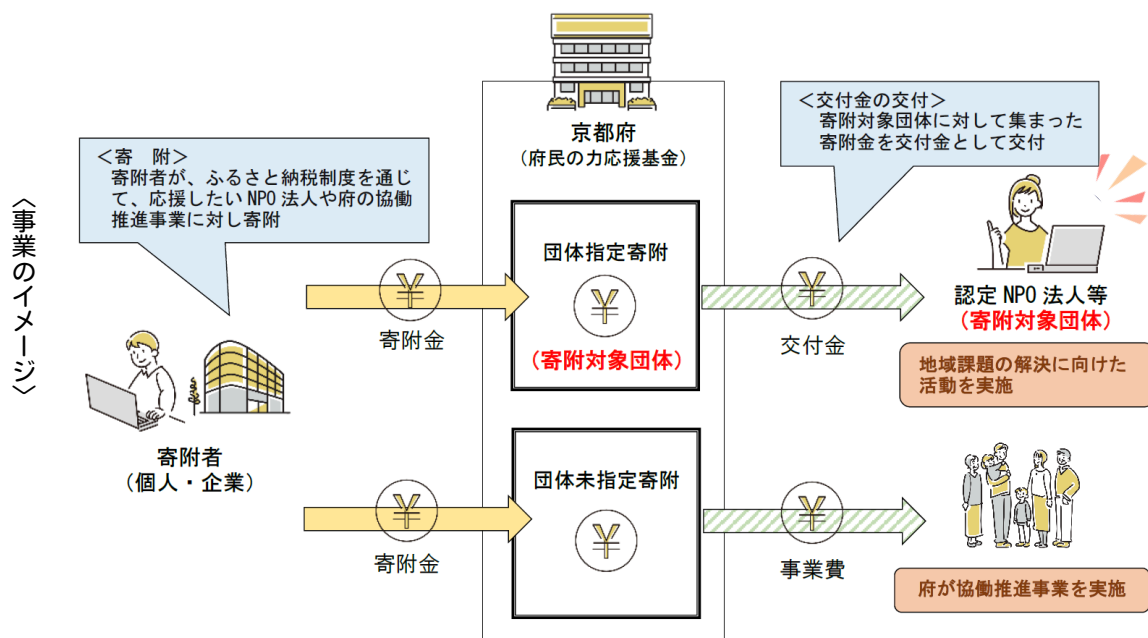
申請受付期間

令和7年7月25日(金)まで

京都府では、今年度からふるさと納税を活用し、地域課題の解決に向け活動する認定NPO法人等を対象とした交付金事業を開始します。

この事業は、一定の要件を満たした認定NPO法人等を「寄附対象団体」として登録し、府のふるさと納税サイト等から寄附を募り、その寄附金を基に、翌年度各々の団体に対し、交付金として交付するものです。

ただ今、「寄附対象団体」として登録する認定NPO法人等の申請を受け付けています。



寄附対象団体の登録要件

◆ 認定NPO法人及び特例認定NPO法人

◆ 府内市町村等から中間支援業務を通年にわたり受託し、その事業を3年以上実施しているNPO法人

寄附対象団体の登録については、以下の要件等を全て満たす必要があります。詳細は、「実施要領」等を御確認ください。

- ア 府内に事務所を有すること。
- イ アに規定する事務所において、週20時間以上勤務する有給職員を1名以上雇用していること。
- ウ 府内において、過去1年以上にわたる活動実績及び今後の継続的な活動の見込みがあること。
- エ 直近の2事業年度の活動計算書における経常収益及び経常費用の平均額がそれぞれ500万円以上であること。

事業の概要

- ・一定の要件を満たした認定NPO法人等を「寄附対象団体」として登録し、府のふるさと納税サイト等において寄附募集を行います。
- ・寄附者は、応援したい寄附対象団体を指定し、府を通じて寄附を行います。
- ・集まった寄附金から府の事務費等を差し引いた額を、翌年度以降に府から各々の寄附対象団体に対し、交付金として交付します。
(令和7年度に受領した寄附金は、令和8年度以降に交付)
- ・寄附募集に係る広報は、寄附対象団体からも積極的に行っていただきます。
- ・ふるさと納税の制度を活用することで、寄附者は税額控除を受けることができます。
- ・寄附募集は、ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング®（以下「GCF®」という。）や府HPへの掲載、チラシ配布等により行います。
ふるさとチョイス GCF®は、All-in方式（寄附対象団体が目標金額を設定し、その額に達成せずに終了した場合でも、集まった寄附金を受け取ることができる方式です。ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。）で実施します。
- ・本事業は、返礼品なしで運用します。

令和7年度の事業実施スケジュール（予定）

7月14日（月）～7月25日（金）

寄附対象団体登録申請

8月上旬

寄附対象団体決定

8月中

寄附募集準備（ふるさと納税サイトの団体ページ作成）

9月2日（火）～

寄附募集開始

令和8年

4月1日（水）～

令和7年度寄附分に対する交付申請

本事業の詳細、登録申請様式、実施要領等は、京都府HPに掲載しておりますので、申請の際は、必ず御確認いただきますようお願いいたします。

「ふるさと×NPO 京どねーしょん」京都府ふるさと応援府民協働推進事業HP

<https://www.pref.kyoto.jp/kyo-donation/index.html>

登録に係る申請書類等は、メールで提出してください。

【お問合せ・申請先】

京都府 文化生活部 文化生活総務課 府民協働係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 旧本館

電話：075-414-4865

メール：bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp



本事業に係るシンポジウムを
令和7年9月6日（土）府庁旧本館
旧議場にて開催します。